

この課題については、答案を事前に提出する必要はない。

安保理は、アフガニスタンのタリバーン政権に対する制裁を決議 1267 (1999)・1333 (2000)・1390 (2002)によって科した¹。これを受けて、ヨーロッパ共同体(EC)はそれを実施するための規則 881/2002 を採択した。さらに、それを受けて、ベルギーは、ベルギー国籍を有する Sayadi らに対する刑事捜査を開始した。その結果、Sayadi らは制裁委員会作成の制裁リストに載り、移動の自由の制限や財産凍結などの対象となった。そこで、Sayadi らは、ベルギー国内裁判所に訴えたところ、ブリュッセル第一審裁判所は、Sayadi らをリストから外す手続をとることをベルギー政府に命じた。さらに、Sayadi らはベルギーで刑事訴追されたが、ブリュッセル第一審裁判所は免訴(non-lieu)²の判断を下した。そこで、ベルギー政府は制裁委員会に同人らをリストから外すことを求めたが、制裁委員会はこれに応じなかった。そこで、Sayadi らはベルギーを相手に、自由権規約 12 条（移動の自由）などの違反を主張して自由権規約人権委員会に個人通報申立を行った³。

中心的争点は、ベルギーの措置が 12 条 3 項の例外に当たるかどうかであった。これについて、自由権規約人権委員会はその見解においてベルギーによる規約違反を認定した（特に、パラ 10.6-10.8）⁴。

委員会は、当事者の意見を整理する箇所では国連憲章 103 条に触れているが、自らの見解を述べる場所（パラ 10.1-13）では触れていない。委員会の見解と、以下の少数意見とを比較し、そのいずれに賛成するか、あるいは独自の見解を持つか、説明せよ。

- Appendix A: Individual Opinions on the Committee's Decision on Admissibility
 - Individual opinion (dissenting) of Ms Ruth Wedgwood
- Appendix B: Individual Opinions on the Committee's Decision on the Merits
 - Individual opinion of Committee member Mr. Ivan Shearer (dissenting)
 - Individual opinion of Committee member Mr. Yuji Iwasawa (concurring)

以上

¹ これら決議によって設置された制裁委員会は、現在、対 ISIL・アルカイダ制裁委員会として存続している。

² 日本の刑事訴訟法における不起訴処分に類似。

³ 自由権規約の当事者となれるのは国家のみであり、国連は同規約の当事者ではない。したがって、国連を相手に申立を行うことはできない。

⁴ 評釈として、水島朋則「対テロ安保理決議の実施における自由権規約違反の可能性——サヤディ対ベルギー事件」国際人権 20 号（2009 年）115 頁、丸山政己「国連安全保障理事会と自由権規約委員会の関係——狙い撃ち制裁に関わる Sayadi 事件を素材として——（2・完）」山形大学法政論叢 49 号（2010 年）61 頁。